

愛名やまゆり園家族会会則

(名 称)

第1条 この会は、愛名やまゆり園家族会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を愛名やまゆり園(厚木市愛名1000番地、愛名やまゆり園内)に置く。

(目 的)

第3条 この会は、会員同士の親睦及び利用者の豊かで潤いのある生活が維持できるよう、愛名やまゆり園と連携し協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 毎月家族と職員との会合を持ち、利用者の福祉の増進を図る。
2. 施設見学、研修会、旅行等を通じ、会員相互の向上と親睦を図る。
3. 愛名やまゆり園の行う次の事業に対し、全幅の協力を図る。
　　あいなまつり・納涼祭・旅行及びレクリエーション等。
4. 利用者及び会員の慶弔見舞い等の意思表示。

(会 員)

第5条 会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 利用者の家族のうち、会に正会員として届け出があった方
- (2) 贊助会員 前号以外の利用者の家族、その他個人であって、この会の趣旨に賛同し協力してくださる方

(役員ならびに職務)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名
- (5) 役員 第7条第1項第4号により選出する数

2 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
　　副会長は、総務、交流をそれぞれ兼務する。
- (3) 会計は、会の会計に関する事務を処理する。

- (4) 会計監査は、会計の事務処理状況等について監査する。
- 3 第1項にかかわらず、会の運営上必要と認められる場合は嘱託を委嘱し、別に定める範囲を担当させることができる。

(役員の選任)

第7条 役員の選任については次による。

- (1) 会長は各部署からの立候補及び推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 副会長および会計は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 会計監査は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- (4) 役員は原則として次の数を選出母体の会員の推薦により選出する。

ア 各部署 2名以内

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、役員が任期の途中で退任し、その後任に選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、年度終了より2ヶ月以内に開催する。また、必要に応じ会長は、総会を臨時に開催することが出来る。総会の議長は、正会員より選出する。

1 総会の付議事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員の選出
- (3) 事業報告及び決算承認事項
- (4) 事業計画及び予算承認事項
- (5) その他、会長が必要と認めた重要事項

2 総会は、会員の過半数を持って開催する。但し、会員であって書面により又は他の会員に委任し、決議に加わるものは出席とみなす。

3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、同数の場合は議長が決する。

(役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成し、会長の召集により隨時開催することが出来る。

但し、構成員の過半数の出席、又は同意がなければ成立しない。

この会の運営に必要な細則は、会則に反しない限り役員の決議により定めることが出来る。

(収入)

第10条 会の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付
- (3) その他

2 前項第1号の会費の額ならびにその徴収方法については、別に定める。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産および保全)

第12条 会が保有する資産は、次のとおりとする。

(1) 一般会計

(2) 特別会計積立金

2 前項の資産については、会に帰属するものとする。

3 第1項の資産については、次の区分に従って、安全・確実な金融機関に会長名義で預け入れ、保全するものとする。

(1) 第1項第1号資産は、普通預金とする。

(2) 第1項第2号資産は、定期預金とする。

4 第1項第2号の資産の取崩し等については、「会計規定」に定めるところによる。

5 第3項にかかるわらず会計は、日常の運営費の支出に充てるため、別に定める限度額の現金を保有することができるものとする。

(会則の改廃等)

第13条 会則の改廃については、総会に付議し承認を得るものとする。

2 会則に定めがない事項の執行については、役員会において決定する。

附則

第1条 本会則は、平成29年12月16日から施行する。

第2条 本会則の施行に伴って、愛名やまゆり園家族会会則(昭和61年9月7日制定)は廃止する。

附則

第1条 この会則の一部改正は、平成29年12月16日から施行する。